

地域の未来を考える政策プロジェクト会議（川越地区）設置要綱

（設 置）

第1条 進行する人口減少・超少子高齢化への一層の対応をテーマとして、地域の将来に向けた課題を掘り下げ、中長期的な課題の解決策を検討することを目的とし、地域の未来を考える政策プロジェクト会議（川越地区）（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、第1条に掲げる目的に関する事項を所掌する。

（組 織）

第3条 会議は、埼玉県川越比企地域振興センター（以下「センター」という。）の職員、及び別表に掲げるセンター管内市町の企画担当課職員をもって構成する。

2 必要があるときは、有識者をメンバーとすることができる。

（会 議）

第4条 会議は、センターが招集する。

2 会議の進行はセンター職員が務める。

3 センターは、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、審議事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる恐れがあると認められるときは、公開しないことができる。

（庶 務）

第6条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等名称
川越市
坂戸市
鶴ヶ島市
毛呂山町
越生町